

川崎市立川崎病院薬事委員会設置要綱

(目的)

第1条 川崎病院薬事委員会は川崎病院の薬事全般に関する事項について審議し、院長に上申する機関である。審議の結果は院長に報告され承認を得て発効する。

(組織)

第2条 委員会は医師、薬剤師、看護師、関係事務職員、書記によって構成され薬剤部に事務局を置く。

2 委員長、副委員長、委員は各科（課）の中から院長が指名する。

(任期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の議事は書記によって記録され病院の記録に残す。

2 委員会は原則8月、12月、3月を除く年9回定期的に開催する。

(審議)

第5条 採用申請薬の審議

各診療科等から提出された新規採用薬品申請書について下記採用基準に基づいて審議する。

2 在庫薬品の適切な管理と運用。

3 薬品の適正使用に関する協議。（厚生労働省発行の医薬品副作用情報の伝達等）

4 その他、薬剤業務に関連するすべての事項。

(採用申請)

第6条 新規採用薬品申請書は原則として委員会開催日の14日前までに薬事委員長へ提出する。

2 特殊疾患薬品、一時的に使用する薬品、緊急薬品などについては緊急・薬品購入願（別掲）を薬事委員長に提出し、その判断で必要時に最小量を購入する。

(採用基準)

第7条 医薬品の選定は人命に関するものだけに、選択には慎重を期し、かつ経営管理的な面も考慮して決定されねばならない。医薬品の採用については診療各科等より提出される新規薬品採用申請書(別掲)に基づき、薬事委員会において次の事項などから多角的に審議される。

- (1) 臨床効果上の優位性(持続性、副作用の軽減、異種剤型による服用上の利便性等)
- (2) 従来採用済みの同種・同効薬との関連性、及びそれら薬品の在庫との関連性
- (3) 安全性
- (4) 保険適用の問題(長期投与の可否なども含めて)
- (5) 品質管理の問題

(報告)

第8条 委員会の審議結果は院長に上申し、三役会の承認を得て決定する。決定事項は医師職員その他必要な院内他部門に連絡する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改正)

第10条 この要綱の改正は、委員会構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるものの他、委員会に必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、昭和61年12月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成15年5月15日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成２９年７月１日から施行する。